

平成31年度大分県森林づくり提案事業募集要項

1 趣旨

大分県は、「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」をテーマとして、豊富な森林資源を活用した特徴ある地域づくりと、健やかで心豊かに暮らせる大分県を築くため、大分県森林環境税を導入しています。

この森林環境税を活用し、より多くの県民の皆様に森林づくりに参加していただけたため、県民の皆様が自ら企画し取り組む「森林の整備活動」や「森林の学習・体験活動」を支援します。

(注1) 募集は、本来、県議会において平成31年度予算が成立した後に行うべきものですが、早期事業着手を希望する団体もあるため、予算成立前に行うもの
です。状況によっては、本事業の内容が一部変更される可能性があります。

2 提案者の要件

3名以上の県民で構成された組織（NPO、森林ボランティア、市民グループ等）、県内に事務所を有する森林組合・企業・市町村のうち、以下の要件を全て満たす団体が対象となります。

- ①宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体
- ②暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではない団体
- ③事業に関する会計書類を整備し、管理することができる団体

なお、以下に該当する団体は、「企業」「市町村」として扱います。

- ①団体構成員の1/2以上が同一企業の者で構成された団体 ⇒ 「企業」
- ②市町村が構成員に含まれる団体のうち、運営費の1/2以上が
公共団体の資金により補われている団体 ⇒ 「市町村」

3 募集する提案内容

募集する提案は、補助金交付決定後に着手し年度内に完了する以下の活動です。

①森林づくり活動	植栽、下刈、間伐、伐竹等の森林整備活動
②森林環境教育活動	森林環境教育、林業体験、自然観察会等

(注2) 以下のいずれかに該当する活動は対象外とします。

- ①県民を対象としていない活動
- ②営利を目的とする活動
- ③政治または宗教を目的として行われる活動
- ④他団体への補助（助成）を目的とした活動
- ⑤物品の購入のみ等、自ら行う活動を伴わないもの

4 補助率及び補助上限額

3名以上の県民で構成された組織・・・補助率10/10以内（補助上限額50万円）
企業、森林組合、市町村 ・・・補助率1/2以内（補助上限額50万円）

5 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施のため必要となる以下の経費となります。

なお、下記に示す補助上限単価は補助金算定の上限であり、団体の支出を制限するものではありません。

費目	経費の内容及び補助上限単価
報償費	事業実施主体の構成員以外の指導者、講師への謝金 ★補助上限単価 8千円/人・回
旅 費	事業実施主体の構成員以外の指導者、講師への県内交通費 ★補助上限単価 自家用車利用=25円/km(運転者に限る) 公共交通機関利用=実費
需用費	消耗品費(消費税額を含む単価が2万円未満のもの) 燃料費(チェーンソー・刈払機・バックホウ等作業に伴う燃料代) 印刷製本費
原材料費	工作物(建築物は除く)の材料、苗木代等
備 品 購入費	活動に使用する備品の購入費 ★補助上限単価 2万円/1備品
役務費	通信運搬費、手数料、保険料、広告料
委託料	主たる活動の前に行う作業のうち、事業実施主体が自ら実施できない事前整備作業(伐採、ハチ駆除等)を委託するのに要する経費
使賃料	会議室、事業用機械器具等の借料及び損料
その他	上記以外の経費で事業を実施するのに必要な経費については、別途協議すること

(注3) 次の経費については補助対象外とします。

- ① 事業実施主体の日常的な活動に要する経費(組織の運営管理費、パソコン・プリンター・カメラ等の電子機器・机・イス・消化器・スタッフジャンバー等汎用性のある資材の購入費等)
- ② 食糧費、宿泊費及び土産
- ③ 個人所有物(機械器具、土地、部屋等)の使賃に要する経費
- ④ 工作物の加工費、設置費、諸経費
- ⑤ 資格の取得に要する経費
- ⑥ 申請した活動内容と関係のない経費

(注4) チラシ、のぼり、横断幕、看板等の広報資材は、当年度に選定された事業が「大分県森林環境税を活用した活動」である旨、記載されたものに限り、補助対象となります。

6 応募方法

活動企画書（指定様式）を添付書類とともに提出してください。

企画書の様式は、最寄りの県振興局でお受け取りいただけます。また、県ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/>）からもダウンロードできます。

（提案数）1団体につき1提案とします。

（提出書類）①活動企画書（提案様式1）

②団体概要及び収支計画書（提案様式2）

③団体の構成員名簿（市町村、森林組合は除く）

④活動計画地の位置図（縮尺2万5千分の1程度）

⑤活動計画地の現況写真 数枚

⑥用具管理台帳（過去、当事業を活用し用具を購入している団体）

（提出期日）平成31年3月8日（金）まで

（提出場所）活動予定地を管轄する県の振興局 農山（漁）村振興部 森林管理班

振興局	〒番号	住 所	電話	FAX
東 部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	0978-72-3697
中 部	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5749	097-506-1816
南 部	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	0972-22-9174
豊 肥	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	0974-63-1894
西 部	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	0973-23-2219
北 部	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	0978-32-0143

7 選定方法

（1）審査及び選定

提案書は、「森林づくり流域協議会」において、平成31年度事業の実現性、新規性波及効果、経費積算等の内容を審査したうえで、採択事業を予算の範囲内で決定します。

審査に当たっては、提案者に説明や資料の提出を求めることがあります。

（2）選定結果の通知

選定結果は提案者に通知します。

（3）活動企画書の公開

採択された事業提案の事業計画書等は公開を原則とします。

8 選定以降の手続き及び事業提案者の責務に関する事項

（1）事業提案が採択された団体等が事業を実施する場合は、事業実施前に別に定める大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱（以下、要綱という）等に基づく補助金の交付申請が必要です。

なお、補助金の適正な交付等を行うために、当該事業提案に修正を加え、又は条件を付すことがあります。

- (2) 事業の着手日は、原則、県が補助金交付申請を受けて行う補助金交付決定の日以降となります。県からの補助金交付決定前の着手を希望する団体は、活動地を管轄する県振興局にご相談ください。
- (3) 事業着手後、活動に必要な資材の購入等を行うにあたり、事業提案者の構成員が代表もしくは役員を務める法人と契約を行う場合は、他社との相見積りを取得していただき、安価な額により補助金を算出します。
- (4) 活動の実施に当たっては、次の点に努めてください。
- ① 大分県森林環境税を活用した事業である旨を現地に表示するとともに、大分県森林づくりボランティア支援センター通信や市町村広報、マスコミ等に情報提供することにより、参加者の募集を行い、多くの県民が参加できるようにすること。
 - ② 作業の安全確認や事故の未然防止、緊急時の対処法を身につける等により適切な安全管理を行うこと。
 - ③ 万一の事故に備え保険への加入に努めること
 - ④ 大分県森林づくりボランティア支援センターへ森林づくりボランティア団体の登録の手続きを行うこと。

※森林づくりボランティア団体登録の手続きは、以下登録先で可能です。

【登録先】大分県森林づくりボランティア支援センター

〒870-0126 大分市大字横尾 4225 番地

TEL/ FAX : 097-578-8151 E-mail:toyomori@o-midori.jp

- (5) 事業完了後、実際に要した経費の詳細等、事業執行に関する収支や活動実績を示していただきます。確認書類として、銀行通帳や領収書等が必要となりますので、必ず保管をしてください。

なお、書類にて確認できない場合、補助金の交付ができないこともあります。

- (6) 補助金を受け整備した備品等を補助対象となった活動以外に使用することはできません。また、県知事の承認を得ず、処分、譲渡、売却、貸付け又は交換等を行ってはいけません。

- (7) 上記に関する事業提案者の過失及び違約並びに申請及び実績報告内容に虚偽があった場合等、補助金に加算金をえた金額を返還していただきます。

【事業担当課】

大分県農林水産部 森との共生推進室 森づくり推進班

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

(電話) 097-506-3873 (FAX) 097-506-1766

(E-mail) a16210@pref.oita.lg.jp

(県庁ホームページ) <http://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/>

※応募にかかるお問い合わせは各振興局でお受けします。